平成２２年（フ）第８１号
兵庫県豊岡市若松町２番30号
債務者　井垣なつ子
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２２年（フ）第５５６号
北九州市小倉北区三萩野２丁目４番31―202号
債務者　中本美代子こと　金　　順伊
1　決定年月日時　平成22年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第６３５号
北九州市小倉北区高峰町４番17―510号
債務者　金子　睦美
1　決定年月日時　平成22年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第６７０号
北九州市小倉南区上曽根３丁目２番４号Ｅ―201号
債務者　髙橋由香里
1　決定年月日時　平成22年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第６８３号
北九州市八幡西区引野２丁目12番29号
債務者　白石　和利
1　決定年月日時　平成22年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第６８５号
北九州市若松区宮丸１丁目15番43号
債務者　山下　　尚
1　決定年月日時　平成22年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第６８６号
北九州市若松区宮丸１丁目15番43号
債務者　山下　幸江
1　決定年月日時　平成22年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第６９８号
北九州市若松区高須南１丁目９番３号
債務者　板井　俊子
1　決定年月日時　平成22年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第４０７号
奈良県生駒郡三郷町信貴ケ丘２丁目８番２号
債務者　宮田冴子こと　宮田さえ子
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１３７号
松江市大庭町1333番地４　八重垣団地７―743、前住所島根県雲南市加茂町加茂中181番１地
債務者　田中　千恵
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１３８号
島根県雲南市加茂町加茂中728番地７
債務者　田中　秀樹
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１３９号
島根県雲南市加茂町加茂中728番地７
債務者　田中　玲子
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１７６号
広島県福山市引野町５丁目９番36号
債務者　長原　京子
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第１９９号
広島県福山市明神町１丁目７番23―301号、旧住所岡山県笠岡市笠岡2223番地
債務者　安部　浩江
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第１６１号
福島県いわき市平字八幡小路20番地の１　住地マンション113
債務者　赤津　光治
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第１７７号
広島県福山市曙町５丁目10番26号、旧住所広島県福山市新涯町４丁目３番16号　ピュアサンシャインＤ棟102
債務者　河田喜久子
1　決定年月日時　平成22年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第３５５号
青森市浪館前田４丁目34番11号
債務者　海老名幸貴美
1　決定年月日時　平成22年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
青森地方裁判所民事部破産係